

平成 29 年 2 月 14 日

各 位

 会 社 名 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長 鈴木 郷 史  
 (コード番号:4927 東証第一部)  
 問合せ先 取締役広報・IR担当 藤 井 彰  
 ( TEL. 03-3563-5517 )

## 株式分割に伴う株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、平成29年2月14日開催の取締役会において、株主優待制度を下記のとおり一部変更すること及び特別ポイントの発行を決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

平成29年2月14日開催の取締役会における決議に基づき、平成29年4月1日を効力発生日とする当社普通株式の分割を実施することに伴い、株主優待制度を一部変更いたします。

#### 2. 変更の内容(太枠内下線部分が株式分割後の実質的な変更及び追加箇所です。)

##### (1) 優待ポイントの付与基準

##### <変更前>

保有株式数(分割前)	保有期間	
	3年未満	3年以上
100株～299株	60ポイント	80ポイント
300株～499株	80ポイント	100ポイント
500株以上	100ポイント	120ポイント

##### <変更後>

保有株式数(分割後)	保有期間	
	3年未満	3年以上
<u>100株～399株</u>	<u>15ポイント</u>	<u>35ポイント</u>
400株～1,199株	60ポイント	80ポイント
1,200株～1,999株	80ポイント	100ポイント
2,000株以上	100ポイント	120ポイント

##### (2) 実施時期

平成 29 年 12 月 31 日現在の当社株主名簿に記録された株主さまを対象として実施いたします。

### 3. 特別ポイントの発行について

株式分割にあたり、これまで当社株式を保有してくださった皆さまに感謝の意を表するとともに、引き続き当社およびポーラ・オルビスグループの成長をご支援いただきたく、平成29年12月期の株主優待サービス(お申し込み期間は平成30年3月から5月末日迄を予定)からご利用頂ける特別ポイントを発行いたします。

※ 平成28年12月期の株主優待サービス(お申し込み期間は平成29年3月から5月末日迄を予定)では、当該特別ポイントはご利用出来ませんので、ご留意下さい。

※ 特別ポイントの価値(1ポイント100円相当)や使用期限などのしくみについては、平成29年12月期株主優待で発行される通常の優待ポイントと同様です。

#### (1) 対象となる株主さま

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に記録された、当社株式を1単位(100株)以上保有されている株主さままで、平成29年12月31日現在の株主名簿においても、同一株主番号で当社株式を保有されている株主さま

#### (2) 特別ポイントの付与基準

株式分割基準日時点の保有株式数	付与ポイント
100株～299株	20ポイント
300株～499株	30ポイント
500株以上	40ポイント

#### (3) 特別ポイントの付与時期

平成29年12月31日

(対象となる株主さまには、平成29年12月期の株主優待サービスのご案内時(平成30年3月を予定)に特別ポイント数をお知らせ致します。)

以上